

2025 年度第 2 回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会 (議事概要)

1 開催日時

2026 年 2 月 10 日 (火曜日) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

2 開催場所

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁
(名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号)

3 出席者数 (構成員) 及び傍聴者数

- (1) 出席者数 20 名
- (2) 傍聴者数 0 名 (他に記者 0 名)

4 協議事項等

【協議事項】

- 1 障害者虐待防止について
 - (1) 2024 年度の障害者虐待の状況について
 - (2) 2025 年度の障害者虐待防止に係る本県の取組について
- 2 障害者差別解消について
 - (1) 障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等について
 - (2) 2025 年度の障害者差別解消に係る本県の取組について

【報告事項】

- 1 2025 年度第 1 回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会における愛知県職員による不適切発言について
- 2 市町村からの質疑事項等について

5 問い合わせ先

福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ

電 話 052-954-6294 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6920

メール shogai@pref.aichi.lg.jp

6 概要（主な意見等）

【報告事項】 1 2025年度第1回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会 における愛知県職員による不適切発言について

※本議題は内容を鑑み、協議事項より先に、冒頭で説明を行いました。

- （県民生活課）前回会議での不適切発言に関する経緯・謝罪・原因分析・再発防止策（人権研修の実施・受講状況、課内における注意喚起等）の報告を行う。

- 今のご報告の中に、申入れとしてお伝えした意見は盛り込んでいただいているので、報告について特に意見はありません。
人権に関わる研修について、講師と内容についてご報告いただきたい。
- （人権推進課）人権研修は二本立てで行っている。1つ目は、人権推進課が講師として行ったもの。人権条例や条例に基づくプラン等の説明についてで、障害に限ったものではない。例えば部落差別やインターネットなどに係る人権問題についてなど、そういったことを総括した内容。2つ目は、障害福祉課が講師として行ったもので、障害者差別の解消について。こちらは今回の問題が発生したことを踏まえて、障害者差別に特化した内容の研修を行っている。

- この場にいるというのは、非常に責任の重い職責であると思いますので、この場に来る職員の人選については、課ごとに、きちんとそういった責務を果たせる人材をきちんと選択していただきたい。
- （事務局）前回の協議会を踏まえて、この場における、重要性、また発言の重み等を含めて、正確な対応ができる職員を出席させていただくようお願いをし、今回も班長以上の責任ある職員に出席をしていただいています。

- 私が聞きたかったのはなぜ彼（当該職員）が本協議会に出席することになったのかということ。是非、責任ある発言をできる方を、この場には、出席させていただきたい。

【協議事項】 1（1）2024年度の障害者虐待の状況について

- 養護者による障害者虐待について、県の考えはわかったが、今後これをどうなくしていくのか。県から市町村にもっと具体的な数字を持って指導していただく、虐待があった案件については、追跡調査をしていただきたい。アンケートの中で、虐待することがいけないことだという知識

がなかった（虐待と認識していなかった）というものが、大きなパーセントを占めていることを問題と認識している。親が自分の子に虐待をするということは、これはもう私としては我慢できない気持ち。

→（事務局）市町村に対しては虐待防止研修等の開催について機会を捉えて働きかけを続けていき、すでに実施している自治体からの横展開につなげていきたい。また、現在も市町村が各家庭の状況等を把握しながら対応を行っているが、県でも市町村から報告が上がってきた虐待案件は嘱託弁護士に相談しながら、市町村に対して細かい助言、或いは経過観察について注意深く見守って下さいとお願いをしている。世間一般で虐待に対する認識の浸透には時間がかかるが、広く県民の皆様には伝わる方法を検討していきたい。

- 養護者の立場なので、一番気になるのが、虐待者側の要因として、虐待者が虐待と認識していないというのが一番多いこと。また研修に出席される方が毎回同じような人になってしまうということがあります、もう少し広く養護者に上手く伝えられないかなと思う。そうしないと、養護者虐待がなかなか減らないのではないかなと思う。私も努力していきたい。

【協議事項】 1（2）2025年度の障害者虐待防止に係る本県の取組について

- グループホームでの虐待が増えているが、やはり夜間などは一人で複数を見なければいけないなど、ストレスもたまりやすいし、また人手不足ということもある。世話人などの実際にケアをする当事者の方に、県の権利擁護研修等を受講していただいているのか教えていただきたい。また、もっと大きな全体の所で人手不足が解消されればよいと思う。
- （事務局）令和7年12月に開催した一般従業者向けの研修では、受講者のうち約8割が一般従業者となっている。
- 最近は障害者向けのグループホームという言い方をせずに、次世代の統合型コミュニティー福祉モデルなどという、よくわからない言い方をし、グループホームのようなものを作り、家賃を取って住んでいただく。障害者総合支援法や介護保険法に縛られないと謳って、実際にはヘルパーさんが入ってお世話をさせていただく。そういった形で法的規制になるべく引っかからないようにしてやっている広告をみる。自由にやれるというのは聞こえがいいが、そういった所でまた差別や虐待のような案件が起きてしまう可能性もあるので、お気をつけいただきたいという意味で情報提供させていただく。

【協議事項】 2（1）障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等について

- 各市町村で相談窓口を設置済みということではあると思うが、市町村によっては本当に1年の間に、相談ゼロでしたということもあるが、それはもしかすると困った声を、十分に拾えていないのではないかと思う。県と各市町村と協力体制を敷いて、より市民が相談しやすい場を作るような手立てが必要ではないか。
- （事務局）まず、市町村そのものが、そういった相談窓口の周知の方法、県民の皆様へどう知らせていくかということが、1つ重要であると考えている。また、市町村に対する助言、支援というのは県の責務であると考えているので、継続してそういった取り組みを進めていきたい。

【協議事項】 2（2）2025年度の障害者差別解消に係る本県の取組について

- 関連して、最近の市町村の開庁時間の短縮について危惧している。市町村に設置される相談窓口では、緊急性が高いものが相談として持ち込まれることもある。短縮するという方向がこのまま拡大していくことを危惧しているし、これ以上進めてほしくはない。短縮した際に、そういった相談窓口に支障をきたさないように対応をお願いしたい。
- （事務局）開庁時間については市町村の中での取り決め等もあると思うが、私共が取り扱う事案は猶予がないものなどもあるので、ケースバイケースで検討をしなければいけないものも当然ある。柔軟な対応をしていただくということも含め、市町村には機会を捉えて、適切な対応の働きかけを図っていきたい。
- 例えば手話通訳者の配置について、ドイツなどでは採用条件になっていたりする。愛知県でも職員が、全員手話ができる、すごいと言われるぐらい、特色を出してやってほしい。

【報告事項】 2 市町村からの質疑事項等について

- 県からの委託で世話人確保事業を実施している。募集をするとグループホームの世話人は65歳以上の引退された方が多い。本事業の中で虐待防止研修も行うが、虐待が起こってしまう。1つの要因として、年配の世話人の「障害が（ある方で）あってもダメなものはダメ」といった古い倫理観等があり、現代的な合理的配慮や人権といった概念への理解が不足しているように思うので、やはり市や県など大きなレベルで人権意識を高める取り組みが必要だと改めて認識をした。

以 上